

受付番号	
受付日	年 月 日

事前確認シート【技術・情報の提供／物品の輸出入】

おもて面の事前確認のチェックを行ったのち、裏面のチェックを行い、研究・社会連携部に提出してください。研究・社会連携部から取引可の通知を得て初めて、技術・情報の提供又は物品の輸出入が可能になります。物品のハンドキャリー・別送時（持ち帰りを前提とした自己使用の市販の「パソコン・デジカメ・携帯」を除く。）又は輸出入時に必要です。

※本シートでは、法令用語の「技術」を「技術・情報」と、また「貨物」を「物品」と表現しています。「技術・情報」はプログラムを含み、人事・経理・総務・価格等の情報は含まれません。

※物品の輸出入でもトロッピーなど、電子機器を除く記念品などは事前確認シートの提出は不要です。

申請者	氏名	(フリガナ)			相手先	氏名・学会名(組織名・国地域名)	☐ 国内で技術・情報の提供がある。 提供相手が特定類型該当者①、②、③である場合はチェックし、この者に影響を与える非居住者の情報を以下に記入してください。 ☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ 特定類型該当者ではない (国・地域名: 、組織名・奨学金名など:)
	職名(学生番号)	内線				提供予定の技術・情報の概要(研究テーマ等)	
	e-mail				提供予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	所属				輸出する物品の名称	6	
	本学の同行者(所属・氏名・学生番号)				輸出する物品の用途(使用目的)		
指導教員	氏名	(フリガナ)			輸出予定時期	年 月 日	
学生や研究生などが申請する場合は、指導教員を書いてください。	所属	内線					
	e-mail						

*「相手先氏名・組織名」欄には技術・情報又は物品の実際の利用者(最終需要者)についてご記入ください。実際の利用者が申請者本人の場合は送付先も記入ください。複数名に提供する場合に全ての相手先を記入してください。なお学会参加の場合は、学会名と開催地を記入し、参加者名簿などがある場合は別紙で提出してください。
*「国・地域名」欄には国名又は北朝鮮・台湾・パレスチナ・香港・マカオ・北極・南極などの地域名を記入ください。
*特定類型該当者とは、①「外国法人等・外国政府等と雇用契約等がある者」、②「外国政府等から奨学金等の資金提供を個人として受ける者」、③「日本での行動に関し外国政府等の指示・依頼を受ける者」に該当する居住者です(詳細は「特定類型参考シート」参照)。

＜事前確認1＞ ☐ 海外出張の場合 ⇒ 設問1へ ☐ 海外の人へのオンラインでの講演等の場合 ⇒ 設問1へ ☐ それら以外の場合 ⇒ 事前確認2へ

設問1	① 海外出張又は海外の人へのオンラインでの講演等で他者への技術・情報の提供があるか？(海外出張で技術・情報を海外へ持ち出す場合であっても、自己使用のみで他者への技術・情報の提供・開示がない場合は、「いいえ」と回答する。また、参加資格に制限がなく誰でも参加可能な国際会議・学会等での技術・情報の提供は、「いいえ」と回答する。)	☐ はい	☐ いいえ
	② 海外出張であって、『持ち帰りを前提とした自己使用の市販の「パソコン・デジカメ・携帯」』以外の研究機材、測定器、サンプル等をハンドキャリー又は別送するか？	☐ はい	☐ いいえ

＜事前確認2＞

該当する事項にチェックを入れ(■)、設問2と3の確認を行ってください。

☐ 技術・情報の提供
☐ 物品の輸出入 (☐ 自作品(改造機器、試料を含む) ☐ 購入品)
☐ その他(学術交流協定など)

[技術・情報の提供] 技術・情報を海外又は外国人等(非居住者・特定類型該当者)へ提供すること(メールによる技術・情報の送信、技術・情報を格納したパソコンやUSBメモリーの海外への持出し、海外での研究発表や研究指導、国内又は海外での外国人等との技術打合せ等。)
[物品の輸出入] 物品を海外へ輸送すること(海外へ研究機材、測定器、サンプル等をハンドキャリー・別送することを含む。)

設問2	① 相手先の組織・企業(個人の場合は所属先。以下同じ)が、外国ユーザーリスト掲載機関、特定団体又は軍事関連機関(警察・情報機関を含む)か？ (外国ユーザーリスト: https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list) (特定団体: ウクライナ情勢に関するロシア、ベラルーシ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アルメニア、シリア、ウズベキスタン輸出禁止団体、以下のExcelのシート「個人・団体リスト」のB～D列 https://www.cistec.or.jp/service/zdata_russia/20220519.xlsx)	☐ はい	☐ いいえ
	② 相手先の組織・企業の所在地が、懸念国・地域(イラン、イラク、北朝鮮)、国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アジア、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン)、ロシア、ベラルーシ、ウクライナであるか？ (*)当該所在地がウクライナの場合、「ドネツク人民共和国」(自称)又は「ルハンスク人民共和国」(自称)への物品の輸出入の場合に限り「はい」と回答し、それ以外は「いいえ」と回答する。	☐ はい	☐ いいえ
設問3	ホームページ等の公開情報又は入手した文書等により、提供する技術・情報又は輸送する物品について以下の事項を確認してください。		
	① 大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発、製造、使用、貯蔵に用いられる疑いがある、又は、相手先が、大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発、製造、使用、貯蔵に関与している(いた)疑いがあるか？ (*)大量破壊兵器等: 核兵器、軍用の化学製剤・細菌製剤、これらの散布装置、射程・航続距離300km以上のロケット・無人航空機(**)通常兵器: 「貨物・技術の合体マトリックス表」(https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)の1の項(1)～(17)に掲げる物品のうち、大量破壊兵器等でないもの。	☐ はい	☐ いいえ
	② 核燃料物質・核原料物質の開発等(軽水炉の運転に付帯する行為を除く。)、核融合に関する研究(天体・核融合炉に関するものを除く。)、原子炉(発電用軽水炉を除く。)、重水の製造又は核燃料物質の加工・再処理に用いられる疑いがあるか？	☐ はい	☐ いいえ
	③ 外国の軍又は軍関連機関又はこれらの者から委託を受けた者によって、化学物質・微生物・毒素・ロボット・無人航空機の開発等、又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがあるか？	☐ はい	☐ いいえ

※設問2と3で「はい」が含まれる場合、輸出管理委員会での審査が必要です。研究・社会連携部にご連絡ください。

※輸出管理責任者(研究・社会連携部長)が「キャッチオール規制チェックシート」(様式5号・様式5号-1)の提出が必要と判断した場合は、作成し提出して頂く場合があります。

様式2号 (2ページ/全2ページ)

以下のフロー図に従って□にチェック(■)を入れてください。

海外とコンタクトをする。

はい
□

はい
□

物品を海外へ輸出する。
(海外へ研究機材、測定器、サンプル等を
ハンドキャリー・別送することを含む。)

技術・情報を海外又は非居住者及び特定類型該当者を含む外国人等へ提供する。
(メールによる技術・情報の送信、技術・情報を格納したパソコンやUSBメモリの海外への持出し、海外での研究発表や研究指導、国内又は海外での外国人等との技術打合せ等を含む。)

本学の研究・社会連携部による「研究者の脱非判定チェック票」で
今回の研究内容が安全保障の対象外であったか □ 対象であったか □

12

① □ すでに公知の技術・情報の提供、又は技術・情報を公知とするための提供(※注1)である

② □ 基礎科学分野の研究活動における技術・情報の提供である(※注2)

①又は②に該当する場合は、根拠等を下欄に記入してください。

(①又は②の
根拠の記入欄)

例1) 発表済み論文の技術・情報を提供する(論文名・論文番号等を記載)
例2) 宇宙の成立ちに関する研究で、原理の究明を目的としており、応用研究・開発につながらない又は
実用化を視野に入れた研究でない。

①②の
いずれにも
該当しない

① □ すでに公知の技術・情報の提供、又は技術・情報を公知とするための提供(以下のいずれかに当たるもの)
◆ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開され
ている技術・情報の提供
◆ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術・情報の提供
◆ 定まった見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術・情報の提供
◆ ソースコードが公開されているプログラムの提供
◆ 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術・情報を不特定多数の者が
入手又は閲覧可能とすることを目的とする技術・情報の提供

(注2) 基礎科学分野の研究活動における技術・情報の提供 (以下の3条件をすべて満たす研究活動)
◆ 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動
◆ 理論的又は実験的方法により行う
◆ 特定の物品・プログラム(製品・試作品を含む。))の設計又は製造を目的としなもの
工学系での基礎研究は応用研究・開発につながる可能性があります。「基礎的な研究」は必ずしも法令でいう「基礎科学分野の研究」ではありませんので留意願います。本特例は慎重に適用するよう経済産業省から要請されていることもあり、適用の際には研究・社会連携部に相談してくだ
さい。
内容によっては適用確認の為、経済産業省へ問い合わせをすることがあります。

相手先の組織・企業の所在地がグループAの国(※表1)であるか？
□ はい
□ いいえ

脱非判定票(様式4号)を作成してください。
本シートと脱非判定票と関係書類(研究計画書(研究テ
ーマ)、相手先、技術・物品情報等)を研究・社会連携
部へ提出してください。
追加資料の提出を要請する場合があります。

脱非判定票の作成は不要です。
本シートと関係書類(研究計画書(研究テ
ーマ)、相手先、技術・情報等)を研究・社会連携部へ
提出してください。
必要に応じて脱非判定票の作成や追加資料の提出を要請する場合があります。

脱非判定票の作成は不要です。
本シートを研究・社会連携部へ提出してくだ
さい。

(申請者は、研究・社会連携部から取引可の通知を得てから、技術・情報の提供又は物品の輸出を行ってください。)

表1: グループAの国: 安全保障輸出管理が適正に行われていると認められる国
アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイ
ルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、ア
メリカ合衆国

研究・社会連携部 確認欄
上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定いたします。
□ 取引可 □ 輸出管理委員会での審査が必要 □ その他
特記事項(助言・コメント等)

輸出管理責任者
(研究・社会連携部長)

年 月 日
印

輸出管理担当者

年 月 日
印